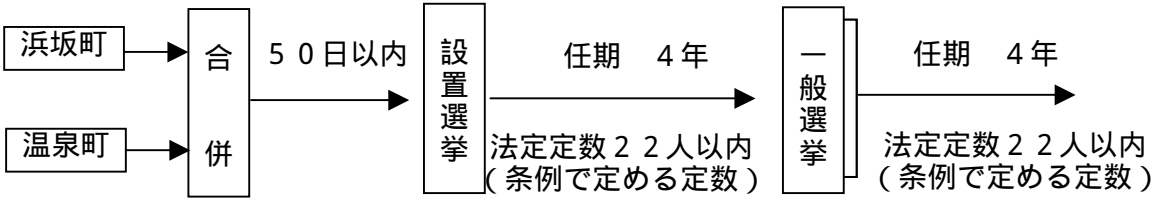
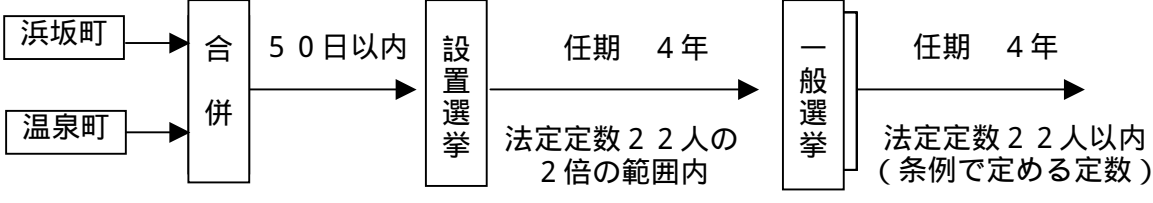
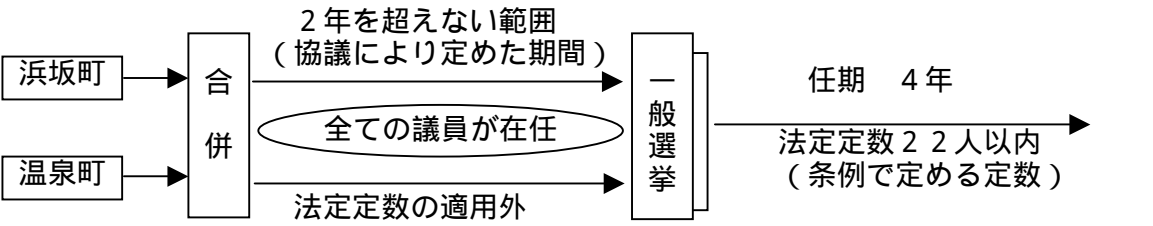


## 事務事業調整報告書

協議項目	7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会部会
協議細目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>新設合併の場合、議会の議員は全て失職となり、首長と同様、合併の日から50日以内に選挙を行うこととなります。</p> <p>地方自治法第91条第1項に定める議員の定数は、人口の増加に従い人口1人当たりの数が少なくなるよう定められているため、合併前の議員の定数の合計数と比較し、合併後の定数は著しく少なくなります。</p> <p>しかしながら、合併という特殊な事情を勘案すると、すぐには原則通りの定数によりがたい場合があります。</p> <p>2町合併の場合、現在34人の議員数が、合併後の法定定数は22人のため、一時に12人減ることとなります。</p> <p>このため、合併特例法で、激変緩和的な措置として特例が定められています。</p> <p>一つは、「定数特例」で、合併後50日以内に行われる設置選挙において、法定定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができるとされています。</p> <p>もう一つは、「在任特例」で、合併後2年を超えない範囲で引き続き議員として在任できることとされています。</p> <p>また、選挙区についても変更となるため協議しておく必要があります。</p> <p>いずれの制度を適用するにしても、合併の理念を念頭に置き選択する必要がありますが、合併直後の大切な時期に町長、議会議員とも不在になることは望ましくありません。</p> <p>従って、合併後の過渡期における新町の予算編成、執行及び新町建設計画の事業実施については、合併調整に熟知した議員が責任をもって審議することが、その実効性をより高めることができると考えられるため、一定期間在任することが望ましいと考えます。</p> <p>在任期間については、前記の理由から鑑みて、旧町からの引き継ぎを含む新町決算の認定後となる10月末までとすることが適当であります。</p> <p>新町における議員の定数については、法定定数は22人が上限であるが、現行においても法定定数を下回っており、近隣市町の現状や人口、面積などを勘案すると、20人とすることが適当であります。</p>		
<p>2. 調整方針</p> <p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。</p> <p>選挙区は1選挙区とし、在任期間終了後の議員の定数は20人とする。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会部会
協議細目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
<p>3. 定数及び任期の取扱いにかかる措置</p> <p>合併に伴う議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、地方自治法又は合併特例法の適用により、次のいずれかの制度を選択することとされています。</p> <p>地方自治法の原則を適用 (地方自治法第91条、93条)</p>  <pre> graph LR     A[浜坂町] --&gt; B[合併]     C[温泉町] --&gt; B     B -- "50日以内" --&gt; D[設置選挙]     D -- "任期 4年" --&gt; E[一般選挙]     D --- F["法定定数 22人以内 (条例で定める定数)"]     E -- "任期 4年" --&gt; G["法定定数 22人以内 (条例で定める定数)"]     </pre> <p>合併特例法の定数特例制度を適用 (合併特例法第6条)</p>  <pre> graph LR     A[浜坂町] --&gt; B[合併]     C[温泉町] --&gt; B     B -- "50日以内" --&gt; D[設置選挙]     D -- "任期 4年" --&gt; E[一般選挙]     D --- F["法定定数 22人の 2倍の範囲内"]     E -- "任期 4年" --&gt; G["法定定数 22人以内 (条例で定める定数)"]     </pre> <p>合併特例法の在任特例制度を適用 (合併特例法第7条)</p>  <pre> graph LR     A[浜坂町] --&gt; B[合併]     C[温泉町] --&gt; B     B -- "2年を超えない範囲 (協議により定めた期間)" --&gt; D[一般選挙]     B --- E(["全ての議員が在任"])     B -- "法定定数の適用外" --&gt; D     D -- "任期 4年" --&gt; F["法定定数 22人以内 (条例で定める定数)"]     </pre>		

## 事務事業調整報告書

<b>協議項目</b>	7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会部会
<b>協議細目</b>	議会の議員の定数及び任期の取扱い	

### 4 . 事務事業現況比較表（定数及び任期）

区 分	浜坂町	温泉町	合 計	備 考
法定定数	22人	18人	40人	
条例定数	18人	16人	34人	
現 員	18人	16人	34人	
任 期	H15.4.30 ~ H19.4.29	H14.9.13 ~ H18.9.12		

### 5 . 近隣市町等の定数状況

市町名	人口（国調）	面 積	法定定数	条例定数
浜坂町・温泉 町合併協議会	18,601 人	241 m <sup>2</sup>	22 人	- 人
日高町	18,410	150	22	18
和田山町	17,051	112	22	18
氷上町	19,299	110	22	18
上郡町	18,419	150	22	18
新宮町	17,363	100	22	18
養父市	30,110	423	26	22
篠山市	46,325	378	26	22
朝来市	36,069	403	26	26
丹波市	72,862	493	30	30